

町内で事業を営んでいる事業主のみなさまへ

H27. 4. 1
スタート!

美郷町雇用促進奨励助成金交付制度 が始まります！(H28.3.31改正)



美郷町雇用促進奨励助成金とは？

町民が地元事業所において正規雇用従業員として雇用又は、町外から通勤している正規雇用従業員が美郷町へ転入した場合、雇用している交付対象事業所の事業主へ対象従業員1人につき**30万円**を助成するものです。

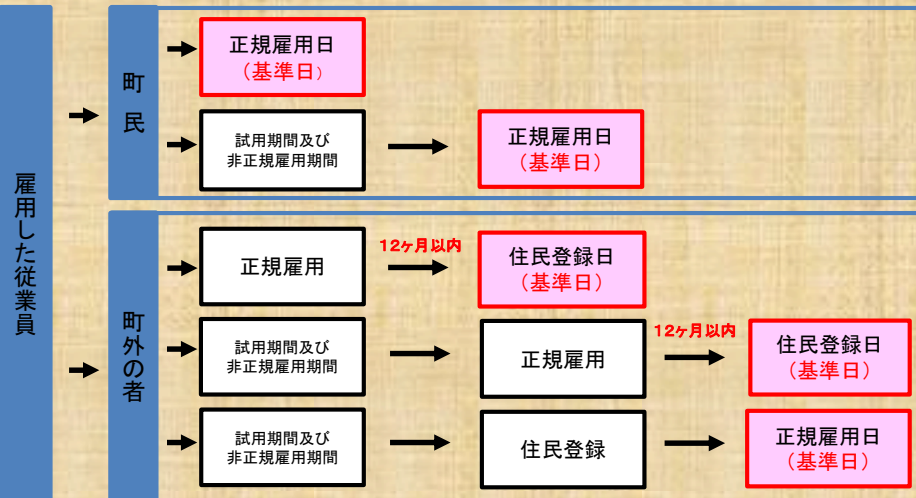
(新卒採用者については1人につき**50万円**にアップ)

1事業所当たりの助成金額は**150万円**を上限とします。(ただし、新卒採用者の助成金額は、上限額に含みません)

申請期限

雇用した従業員の**基準日**から**6ヶ月以内**

※**基準日**とは、「町民を正規雇用した日」または
「町外の者を正規雇用従業員とした日から**12ヶ月以内**に町民となった日」



※正規雇用日とは、正規雇用従業員となった日
※住民登録日とは、本町の住民基本台帳へ記載された日
※町内へ移転した事業所は移転前に雇用した従業員についても移転した日以降申請可能

詳細は、「美郷町雇用促進奨励助成金交付要綱」をご覧ください。

奨励助成金を受けるためには・・・

ステップ①～③までの手続きが必要です。

ステップ① **交付対象事業所**が**対象従業員**を正規雇用した日(**基準日**)
から**6ヶ月以内**に**交付申請書**を提出し、交付決定を受ける。

ステップ② **基準日から12か月後以降**に**実績報告書**を提出し、
交付決定を受ける。

ステップ③ 奨励助成金の**請求書**を提出し、交付を受ける。

交付対象事業所

次のすべてに該当することが条件です。

- ※町内の事務所(支所は可)であること
- ※雇用保険適用事業所であること
- ※対象従業員を雇用している事業所であること
- ※町税を完納している事業所であること
- ※美郷町新たな雇用を創出する企画提案事業補助金の交付期間
又は町から人件費を含む補助金を受けている期間ではないこと
- ※国の機関及び地方公共団体ではないこと
- ※破産、更生等の手続き中でないこと
- ※事業主又は役員が暴力団員でないこと
- ※政治団体、宗教団体でないこと
- ※性風俗、異性紹介業を営んでいないこと



対象従業員

次のすべてに該当する従業員

- ※正規雇用従業員(日給制か月給制)として雇用されていること
(事業主の尊属以外の2親等以内の血族、姻族を雇用し、後継者に指定した場合は、1事業所1名限り正規雇用従業員と同様とできる)
- ※本町の住民基本台帳へ記載があること
(町外の者を正規雇用従業員とした場合は、その日から12ヶ月以内に
記載があること)
- ※過去に奨励助成金交付の確定に至った対象従業員でないこと
- ※直近の履歴において、当該交付対象事業所に正規雇用従業員として
雇用されていないこと



注意

交付決定後、対象従業員が離職した場合は届け出が必要です。また、申請の内容に虚偽があった場合は助成金の返還対象となります。